



イーストウッド友の会 年間会員募集のご案内

年会費 33,000 円(税込み)

入会金は不要です。有効期間は1年間です。

特典 1

友の会会員は、プレー料金が
平日 500 円・土日祝日 3,000 円割引

	通常料金	会員料金
平日	11,000 円	→ 10,500 円
土曜	19,000 円	→ 16,000 円
日・祝日	18,000 円	→ 15,000 円

※上記料金にはグリーンフィ、諸経費、ゴルフ場利用税、消費税を含みます。

※キャディ付の場合は 4,000 円(4/バック)増となります。

※上記は現行の料金にて、変更となる場合もあります。

ご入会手続

右記申請書に必要な項目をご記入のうえ、書類をご持参いただくか、または、ご郵送ください。

会費支払方法

ゴルフ場でお支払いいただくか、お振込みください。お振込みの場合は、恐れいりますが振込手数料をご負担下さい。

振込先

足利銀行 岡本支店 普通口座
口座番号 2960549
イーストウッドカントリークラブ 友の会口

イーストウッド友の会は、プレー料金がお得だけでなく
その他にもたくさんの特典があります。

イーストウッド友の会 会員特典

特典 2 お誕生日に 1 プレーご招待

特典 3 追加ハーフ無料。
(※セルフプレーの平日限定)

特典 4 セルフプレーの 2 バック割増なし。
(もちろん 2B 保証です)

特典 5 アプローチ練習場が無料。
(芝の上から打てる本格的な練習場です)

特典 6 JGA ハンディキャップを取得できます。
月例杯にも参加できます。

特典 7 会員専用フィットネスルーム「イー・フィット」のご利用が無料です。

特典 8 世界のトッププロが使う話題のトラックマンの
利用基本料金を会員割引料金でご利用できます。

※特典内容は、予告なく随時改廃変更になります。(会員規約第7条)
詳細はフロントでお尋ねください。

※ 2025 年 4 月 1 日現在



イーストウッドカントリークラブ

栃木県宇都宮市冬室町 1039-3

予約 028-674-8888

代表 028-674-8848

会員番号

イーストウッド友の会 会員申請書

私は、会員規約を了解し下記の通りイーストウッド友の会会員登録を申請します。尚、会員登録に際し私の個人データが PGS に提供されることにつき、同意いたします。

※PGS のデータ利用目的は、①競技案内の送付②ハンディキャップ数値管理
③PGS 会報誌の送付、などです。

		令和 年 月 日			
氏名	フリガナ				
		印			
生年月日	昭和 平成	年	月	日	性別 男・女
自宅住所	〒				
電話	自宅				
	携帯				
職業	勤務先・学校名				

PGS 会員登録 希望する・希望しない
JGA ハンディキャップ 有・無 現ハンディ ()
ホーム登録コース
JGA 登録番号
PGS 会員登録の有無 有・無
JGA ハンディ取得・PGS 会員登録はご入会した月から1年間となることに同意します。

特典の説明を受けた

【利用目的】

この入会申込書に記載されたお客様の個人情報は、お客様に対するサービスに関するご案内、優待券の送付、その他業務上必要な問い合わせのための書面等を送付する等に利用させていただきます。

日付	金種	カード会社	金額
	現金・カード		
	現金・カード		
	現金・カード		
	現金・カード		

イーストウッド友の会 会員規約

第 1 条 (名称)

本会の名称は、イーストウッド友の会 (以下「本会」という) という。

第 2 条 (所在地)

本会及び事務局は、栃木県宇都宮市冬室町1039-3、イーストウッドカントリークラブ (以下「クラブ」という) 内に置く。

第 3 条 (目的)

本会は、イーストウッドカントリークラブを利用するゴルフ愛好者の友の会を結成し、会員相互の親睦とゴルフ技術の向上を図ることを目的とする。

第 4 条 (会員)

イーストウッド友の会会員(以下「会員」という)とは、本規約・ゴルフ場利用約款・その他のクラブ規則を承認のうえ、第 6 条に定める事項を完了した者をいう。

第5条 (PGS 会員登録)

JGA ハンディキャップ取得を希望する会員は、PGS 会員規則を承認の上、PGS 会員への登録を行う。

第 6 条 (登録手続)

本会への登録希望者は、イーストウッド友の会会員規約に同意のうえ、クラブ所定の登録申請書に必要事項の記入及び記名捺印のうえ、クラブに申し込み、クラブの審査・承認を受けた上で、所定の年会費をクラブが指定する期限までに納入しなければならない。

第 7 条 (会員特典)

- (1) 会員の特典は、クラブが定めるものとし、随時改廃・変更できるものとする。
- (2) 会員特典の会員への告知は、クラブ施設内における掲示により行う。

第 8 条 (会員証)

- (1) クラブは、会員に対してイーストウッド友の会会員証 (以下「会員証」という) を発行し登録後初回来場時に交付する。
- (2) 会員は、クラブに来場時は、必ず会員証を持参してクラブに会員証を提示のうえ、特典を受けるものとする。
- (3) 会員の資格を喪失した時は、速やかに会員証をクラブに返還するものとする。

第 9 条 (会員資格期間)

会員の資格期間は、入会日より1カ年とする。

第 10 条 (会員資格の譲渡禁止)

会員は、会員資格を第三者に譲渡してはならない。また、会員証を会員本人以外に貸与又は譲渡してはならない。

第 11 条 (継続)

本会の登録の継続を希望する者は、会員資格満了日までにクラブの指定する手続に従って、継続手続を行ない、年会費を支払うものとする。継続手続後の会員資格期間は、更新日より1カ年とする。

第 12 条 (退会)

本会の退会を希望する会員は、所定の退会届けに署名捺印のうえクラブに提出する。

第 13 条 (処分)

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、クラブは会員資格の停止・除名・その他必要な処分を行うことができる。

- (1) クラブの信用を損なう行為、コースの秩序等を乱す行為があったとき。
- (2) 本規約、ゴルフ場利用約款およびクラブが定めた事項に違反する行為があったとき。

第 14 条 (資格喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失するものとし、会員証をクラブに返却しなければならない。

- (1) 会員、同伴者が暴力団等の団体の構成員、あるいはそれらの関係者と判明したとき。
- (2) 会員が退会または死亡したとき、もしくは会員が除名されたとき。

第 15 条 (年会費の返還)

年会費は、理由の如何を問わず会員に返還しない。

第 16 条 (住所等の変更の届け出)

会員は、会員登録申請書記載事項を変更する場合には、速やかにクラブにその旨を届けなければならない。
会員登録申請書記載事項に変更があったにもかかわらず、その旨の届出がない場合において、クラブから会員に通知する必要がある場合には、クラブへの登録内容に従って通知することにより、会員に到達したものとみなす。

第 17 条 (会員規約の改廃・変更手続および告知方法)

本会員規約の改廃・変更はクラブが随時行えるものとし、会員への告知はクラブ施設内における掲示により行う。

附則

第 1 条 (会員資格期間・PGS 会員登録の期限)

会員資格期間は第 9 条に定める期間であるが、PGS 会員登録は、入会した月から1年間とする。